(公印省略) 障第30386-8号 令和2年3月24日

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

春休み期間中の人員基準等の臨時的な取扱いについて(通知)

このたびの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて(令和2年2月28日付障害政策課長通知)」等に基づき取り組んでいただいているところですが、春休み期間中については、下記のとおりの取扱いとしますので、各事業所においては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

- ○春休み期間中は、基本報酬を学校休業日の単価として用いるほか、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて(令和2年2月28日付障害政策課長通知)」の取扱いを引き続き用いることとする。
- ○なお、春休み期間中については、「可能な限り長時間とするなどの対応」は終了となる ため、延長支援加算の特例的な取扱いも終了することとする。

事務担当:発達支援係 秋山

電 話:027-897-2648